

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第四項第七号の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福山市農業協同組合		登録検査機関の名称		変更のあった農産物検査員
抹消		変更内容		
江村 敏正	三谷 庄一	氏名		農産物検査を行う農産物の種類
神石郡神石高原町 光信一七番地	福山市曙町二丁目 五番一六号	住所		
ば 大豆、そ だか麦、 大麦、は 米、小麦	ば 大豆、そ だか麦、 大麦、は 米、小麦	農産物検査を行う農産物の種類		変更年月日
平成三〇年四月二日				